

2019年9月17日

お客様各位

内外トランスライン株式会社

インド税関通達に伴う貨物情報提供のお願い
(Sea Cargo Manifest and Transshipment Regulation:SCMT)

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度インド税関は船社に対しインド発着及びインド経由貨物を対象としたマニフェスト規則に関する通達を行い、新たに貨物に関する情報の提出が必要となりました。

つきましては、マニフェスト提出に必要な下記情報の BL Instruction 上へのご提供をお願いいたします。情報を正しく記載いただけない場合は、現地での通関及び貨物の引き渡しに支障をきたす可能性がございますので、ご留意いただけますようお願いいたします。

何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

適用開始日 : 即日 (現地到着 10月31日までは猶予期間となります)

対象航路 : インド発着およびインド経由 LCL 貨物
(シンガポール経由含む)

記載必要事項 : 6桁の HS Code (積載される全品目)
Nhava Sheva 向け/経由貨物で記載いただいております IEC No/GSTN No/
輸入者の E-mail address は今まで通り必須となります。

※現地到着 10月31日までは猶予期間となりますが、11月1日から厳格実施され情報不備によるペナルティが発生する可能性があります。

※Invoice Value 提示の情報がありますが、必要性については現在確認中です。

必要と確認が取れました場合、別途お知らせいたします。

※FCL 貨物につきましては、使用船社の規定に準じます。

以上

なお、ご質問等ございましたら、最寄りの各支店・営業所までお問い合わせください。

本社	TEL : 06-6260-4706	神戸支店	TEL : 078-332-0040
東京支店	TEL : 03-3276-7317	横浜支店	TEL : 045-226-2051
名古屋支店	TEL : 052-232-7730	福岡営業所	TEL : 092-436-4480